



# 保険・年金・税

## 国民健康保険

病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう、加入者が収入に応じた保険料を出し合い、医療費に充てる助け合いの仕組みです。

### 加入対象者

資格賦課係／区 **☎(3228)5511**

下記を除く全ての方が対象です。

- ・会社の健康保険、船員保険、共済組合等の加入者とその被扶養者
- ・国民健康保険組合の加入者
- ・生活保護の受給者
- ・後期高齢者医療制度の加入者



### ▼こんな時には手続きを！

- ・中野区に転入／転出または区内転居した時
- ・職場の健康保険をやめた／加入した時
- ・生活保護を受けなくなった／受け始めた時
- ・お子さんが生まれた時
- ・死亡した時
- ・世帯主や氏名が変わった時

### 受けられる給付

国保給付係／区 **☎(3228)5508**

医療機関に掛かる時に保険証を提示すれば、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。また、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付制度があります。

詳しくは、「みんなの国保ガイド」をご覧ください。保険医療課／区や地域事務所の窓口でも配布しています。



### 保険料の支払い

国保収納係／区 **☎(3228)5507**

原則、口座振替でお支払ください。

口座振替の手続きやその他の支払い方法は、区 HP をご覧ください。



### 納付相談

滞納整理係／区 **☎(3228)5509**

保険料の納付が困難な時は、早めにご相談ください。

### 国民健康保険料証明書

国保収納係／区 **☎(3228)5507**

国民健康保険料賦課・納付証明書は、電子申請、郵送または窓口で申請できます。



## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療係／区 **☎(3228)8944**

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。



### 加入対象者

次の方は、これまでの健康保険を脱退して、東京都後期高齢者広域連合が運営する後期高齢者医療制度へ加入します。

- ・75歳以上の方(誕生日当日から対象)
- ・一定の障害のある65歳以上の方で、認定された方

### 受けられる給付

医療機関に掛かる時に保険証を提示すれば、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

自己負担の割合は、所得に応じて1割(一般所得者等)、2割(一定以上所得のある方)、3割(現役並み所得者)の3区分です。

※自己負担割合が2割の方は、外来医療の負担増額の上限(月額最大3,000円)を超えて支払った分が、高額療養費として後日支給されます(令和7年9月までの配慮措置)。



その他、高額療養費、葬祭費などの給付制度があります。

# 国民年金

国民年金係／区 **☎(3228)5514**

日本在住の 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入し、老齢、障害、死亡によって一定の要件のもと、基礎年金を受給できる仕組みです。



## 加入対象者(第 1 号被保険者)

日本在住の 20 歳以上 60 歳未満の方で、下記を除く方が国民年金(第 1 号被保険者)への加入対象です。

(第 2 号被保険者)

厚生年金や共済組合に加入している方

(第 3 号被保険者)

第 2 号被保険者の扶養に入っている配偶者

## ▼こんな時には手続きを！

・退職した時

・配偶者の扶養から外れた時

## 保険料の免除・猶予

所得が一定基準以下の世帯や学生の方には、保険料の免除や納付が猶予される制度があります。

## 各種年金の受給

受け取る年金の種類や加入歴によって、手続き先が異なります。国民年金係へお問い合わせください。

# 特別区民税・都民税 (住民税)

課税係／区

**☎(3228)8913、☎(3228)8917**

住民税は 1 月 1 日現在、区内に住所がある方、事務所・事業所・家屋敷をお持ちの方にかかる税金です。

前年の所得金額に対して当該年度に課税されます。年の途中で中野区から転出した方も、その年度の住民税は中野区で課税されます。



## 納税相談

納税係／区 **☎(3228)8924**

納付が困難な場合は、納税係にご相談ください。



## 納付方法

収納係／区 **☎(3228)8920**

納付方法や限度額などについて詳しくは、区 HP をご覧ください。



## ▼スマートフォン決済

LINE Pay、PayPay、au PAY、d 払い、  
ジェイコインペイ、ペイフアミペイペイピー、  
J-Coin Pay、楽天Pay、Fami Pay、PayB、  
楽天銀行アプリの 9 種類のアプリで納付できます。

## ▼クレジットカード

次の 2 通りの方法があります。

- ①スマートフォンアプリ「モバイルレジ」を利用して納付
- ②区の専用サイト「ネット de モバイルレジ」にアクセスして納付

## ▼インターネットバンキング

各金融機関のインターネットバンキングにアクセスし、納付できます。

## ▼ATM

ペイジーマークの表示がある ATM で納付できます。

## ▼その他

金融機関等の窓口や口座振替でも納付できます。

# 軽自動車税

諸税係／区 **☎(3228)8908**

毎年 4 月 1 日現在、バイク、軽自動車等を所有している方にかかる税金です。

バイクや軽自動車等の取得や廃車、登録内容に変更があった場合は、申告をしてください。



## 納付方法

コンビニ、金融機関等の窓口、スマートフォン決済、クレジットカード、インターネットバンキング、ATM、地方税お支払サイトで納付できます。「ネット de モバイルレジ」と口座振替では納付できません。